

審査要領

科学技術・学術政策研究所（以下、「研究所」という。）は、科学技術試験研究委託事業における一般競争入札（総合評価落札方式）の競争参加者の技術審査・評価を行うため技術審査会を置く。技術審査専門員は下記のこととを遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 技術審査専門員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 技術審査専門員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに研究所総務課に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の技術提案書の中に、何らかの形で技術審査専門員自身が参画する内容の記載があった場合
 - ② 技術審査専門員が所属している法人等から申請があった場合
 - ③ 技術審査専門員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
 - ④ 技術審査専門員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を技術審査専門員自身が受けている場合
 - ⑤ 技術審査専門員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を技術審査専門員自身が受け取っている場合
 - ⑥ 技術審査専門員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合
 - ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他技術提案書の中の研究代表者又は共同参加者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 2 前項の1号から6号に該当する場合、当該技術審査専門員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、研究所は技術審査会に当該技術審査専門員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該技術審査専門員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- 3 技術審査会は、前項の要請を受けた場合はただちに技術審査専門員の中から技術審査会長を選任し、
当該技術審査専門員の審査の可否について決定しなければならない。また、技術審査会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 技術審査専門員は、前項により技術審査会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。
- (不公正な働きかけ)
- 第3 技術審査専門員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに研究所総務課に報告しなければならない。
- 2 研究所は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

以上